

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年9月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年9月16日（水）午後1時30分～ 本庁舎2階災害対策室1

2 出席者

高齢者福祉課 篠田課長、鈴木副主幹、高瀬主査

3 件名

直営で運営している地域包括支援センターの委託について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・平成29年度に地域包括支援センターを委託した際には、市に基幹型を残すこととしていたが、今回の提案により基幹型機能はどのようになるのか。  
→前回同様、市に基幹型の機能を残し、委託型地域包括支援センターの後方支援をしっかり行っていく予定である。
- ・委託をする場合、一般的には効率化が図られることが強調されるが、今回の資料ではそういったところの確認できない。委託による効果の重点はどこにあるのか。  
→今後、2025年、2040年に向けて、後期高齢者や85歳以上人口が増えていく中で、高齢者の包括的支援体制を強化していこうとするものである。
- ・令和4年度から委託を開始する理由は何か。  
→現在委託している2か所の地域包括支援センターの契約期間が令和3年度で終了となる。事務手続きの効率化や、地域包括ケアシステム構築に向けた業務への重点化を早期に進める必要から、令和4年度に委託を開始したい。
- ・全部委託した場合、基幹型として相談業務などを指導する市職員のスキルが低下するおそれがあるのではないか。  
→処遇困難事例については、引き続き地域包括支援センター職員と同行訪問するなど、できるだけ現場に入って後方支援することにより、市職員のスキルを維持していく。（指示）
- ・市と委託型地域包括支援センターの役割を、フロー図などにより明確にすること。
- ・企画政策課及び財政課とよく調整し事業の実施を進めること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 高齢者福祉課

件名	直営で運営している地域包括支援センターの委託について						
現状・課題	地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、平成18年度に直営1か所で運営を開始したが、高齢者人口の増加に伴い、平成29年度に委託により2か所増設、直営1か所と併せて3か所を設置運営している。地域包括支援センターでは、後期高齢者(75歳以上)の急増により、相談支援件数が平成30年度が5,913件であったところ、令和元年度は8,100件と約1.4倍に増加しており、対応に時間を要する処遇困難・虐待ケースなどにより業務負担が増加している。市直営の地域包括支援センターでは、担当圏域(白井第一・白井第二・桜台・七次台小学校区)の高齢者に対する相談支援、虐待・処遇困難事例に対する後方支援など基幹型業務のほか、在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制の整備など地域包括ケアシステム構築業務を担っており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、民間との役割分担により、高齢者の包括的な支援体制を充実させる必要がある。						
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への相談支援の充実を図る。</li> <li>・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム構築業務(在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議等)の充実を図る。</li> </ul>					
	対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在委託している2か所の地域包括支援センターの次期委託期間が開始となる令和4年度に併せ、直営圏域(4小学校区)の地域包括支援センターの運営委託を行い、担当圏域の高齢者の相談支援体制の充実を図る。</li> <li>・地域包括支援センターについては、虐待・処遇困難事例に対する後方支援など基幹型の機能が重要であることから、市に基幹型機能を残すほか、地域包括ケアシステム構築業務に専念し、市全域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。</li> <li>・市は、行政しか行うことができない業務に専念し、民間資源の活用が可能な業務を委託することによって、役割分担を明確にする。</li> <li>・これにより高齢者支援が充実することで、市民サービスの向上が図られる。</li> </ul>					
論点(決定を要する事項)	直営で運営している地域包括支援センターの民間への運営委託の可否について						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託にあたっては、利用者の引継ぎをきちんと行うこと。</li> <li>・経費の積算を適切に行うこと。</li> <li>・業者選定を適正に行うこと。</li> </ul>						
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度中：地域包括支援センター運営協議会での審議(委託先条件など) 令和3年度予算計上</li> <li>●令和3年4月～11月：委託先の選定・委託契約手続き</li> <li>●令和3年12月：条例・要綱の改正</li> <li>●令和4年1月～3月：委託先地域包括支援センター職員研修実施・委託準備</li> <li>●令和4年4月～：白井市地域包括支援センターの委託開始</li> </ul>						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無			報道発表	無	
	議会説明	有	12月(行政報告)		広報・HP等	有	委託開始時(R4.4)
	市民参加	無					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで					
関係法令等	介護保険法・白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例・白井市地域包括支援センター運営事業実施要綱						

参考情報	関係課									
	事業費	介護保険特別会計 24,000 千円 (うち財源 国9,240千円 県4,620千円 市4,620千円 保険料 5,520千円 )								
	カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	民間の誘致・連携	

# 直営で運営している地域包括支援センターの委託について(案)

## 1 目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、平成18年度に直営1か所で運営を開始したが、高齢者人口の増加に対応するため、平成29年度に2か所増設（委託）し、直営1か所と併せて3か所を設置運営している。

地域包括支援センターでは、高齢者数の増加に伴う相談支援件数の増加、対応に時間を要する処遇困難・虐待によるケースなどにより業務負担が増加している。また、後期高齢者数が急増する2025年問題、85歳以上人口が最大となる2040年問題に対応していくためには、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制の整備などの地域包括ケアシステム構築業務を充実させていくことが不可欠である。直営の地域包括支援センターでは、担当圏域（白井第一・白井第二・桜台・七次台小学校区）の相談支援業務・他2か所の地域包括支援センターの後方支援業務・市全体の地域包括ケアシステム構築業務に取り組んでいるが、2025年、2040年の後期高齢者急増社会に備えるため、現状の取り組みをさらに充実させる必要があることから、2022年度（令和4年度）から直營業務の一部を委託により実施したい。

※ 地域包括支援センターは、第1号被保険者（65歳以上人口）数3,000人～6,000人に対して、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士（以下「専門職」）を各1人配置することとなっている。

## 2 内容

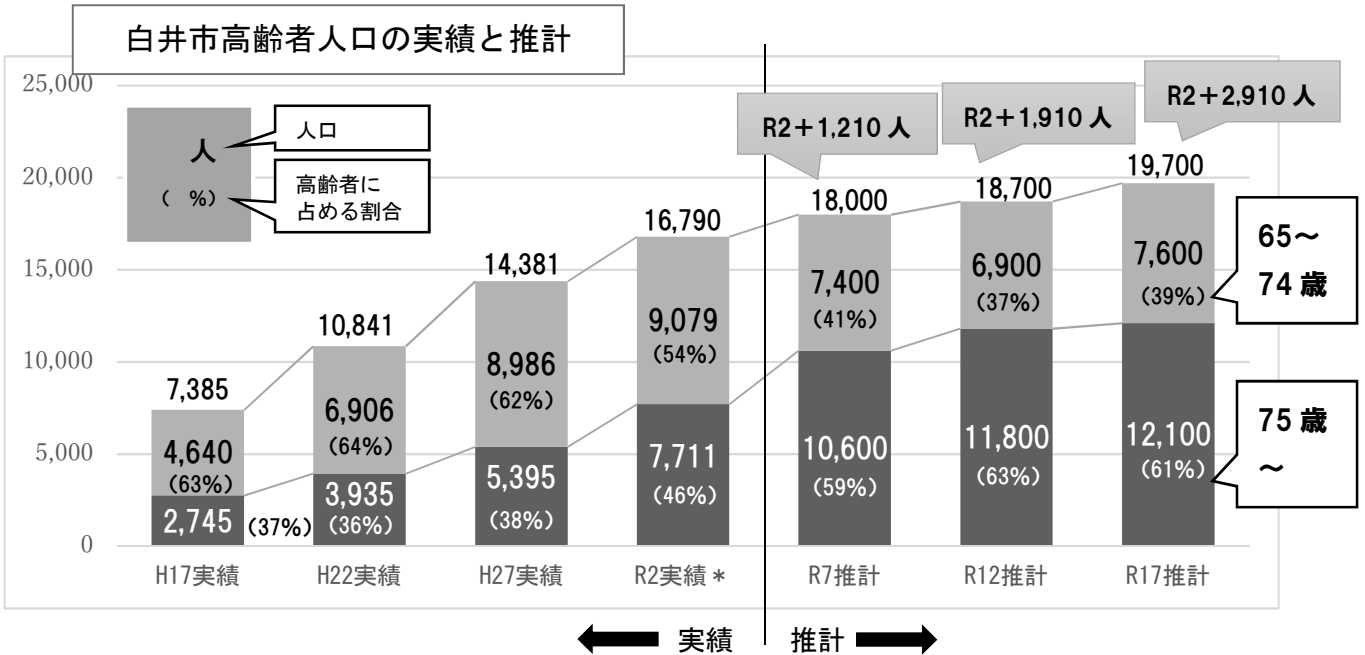
現在、直営で担当している圏域の業務（総合相談・介護予防支援等）を委託する。

センター名 設置場所 担当圏域	常勤職員配置	会計年度・非常勤職員等	備考
<b>白井市地域包括支援センター（直営）</b> 設置場所：白井市保健福祉センター1階 担当圏域：白井第一・白井第二・桜台・七次台小学校区担当	専門職 5名 事務（週5日再任用職員） 1名	7名： ①ケアマネジャー（3名） ②実態調査員（1名） ③事務補助（1名） ④社会福祉士（1名） ⑤見守りコーディネーター（1名）	←会計年度は、常勤換算で約3名
※市職員配置は、担当圏域業務のほか、市全域の基幹型業務・地域包括ケアシステム構築業務従事分を含む（4参照）。			
<b>白井駅前地域包括支援センター（委託）</b> 設置場所：白井駅前センター1階 担当圏域：南山・池の上小学校区担当	専門職 3名 事務（週3日相当） 1名	（ケアマネジャー 1名） ※委託料以外での配置	R2年度 委託料(円) 21,056,000/ 年
<b>西白井駅前地域包括支援センター（委託）</b> 設置場所：西白井複合センター1階 担当圏域：大山口・清水口・第三小学校区担当	専門職 4名 事務（週5日臨時職員） 1名	（ケアマネジャー 2名） ※委託料以外での配置	R2年度 委託料(円) 28,419,000/ 年

### 3 今後の高齢者（65歳以上）人口推計・地域包括支援センターの相談支援件数実績

※推計＝H30『第7期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』より

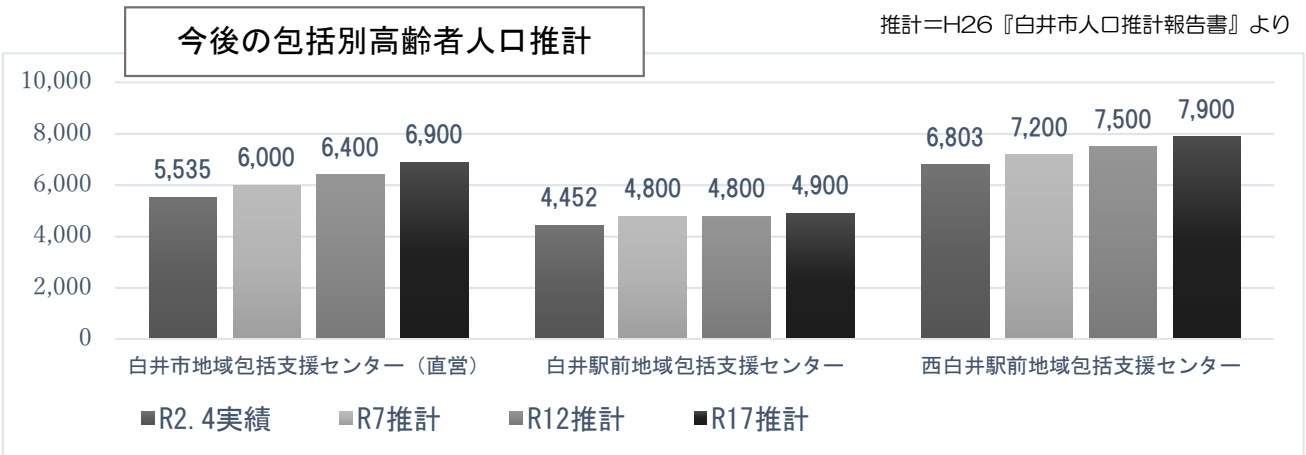
市の人口は平成30年度に減少傾向に転じたが、高齢者人口は増加を続け、なかでも地域包括支援センターの主たる相談支援対象\*である後期高齢者人口割合が増加する。



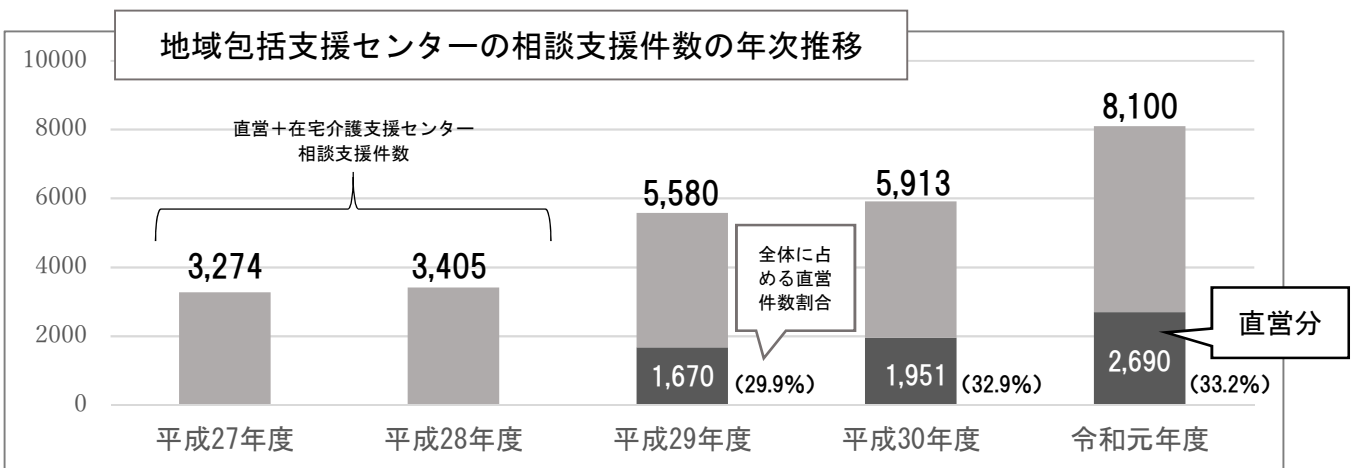
包括箇所数 <H18-H28 直営1> <H29-R3 直営1・委託2> <R4-R8 委託3(案)>

※R2実績のみ R2.3 末住民基本台帳人口 その他は国勢調査に基づく実績と推計

\*令和元年度実績では、地域包括支援センターの相談支援対象者の76%が75歳以上である。



単位：人



単位：件

#### 4 現在の地域包括支援センターの業務分担（専門職＋再任用職員＋会計年度任用職員）

事業区分		業務配分 (9名)			
法定 必 須 事 業	予防給付	指定介護予防支援業務	33%程度 (3名分)	委託を考 えている 業務	担当 圏域分
	包括的支援事 業（地域包括 支援センター の運営）	介護予防ケアマネジメント			
		総合相談支援業務			
		権利擁護業務			
		包括的・継続的マネジメント支援業務			
	総合事業	運営協議会・委託管理・ <u>基幹型として</u> の地域包括支援センター後方支援※1	67%程度 (6名分)	全委託に より充実 させる業 務	市全域 (直営部分)
		担当圏域外の介護保険申請・窓口相談受付			
		介護予防・生活支 訪問型サービス（一部） 援サービス事業 通所型サービス（一部）			
	包括的支援事 業（社会保 険 充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括 ケアシス テム構築 のための 主要業務		
		生活支援体制整備事業			
認知症総合支援事業					
地域ケア会議推進事業					
任意事業	家族介護支援事業				
	その他の事業 成年後見制度利用支援事業				
行政事務・ケアマネジメント方針策定・理念周知等					

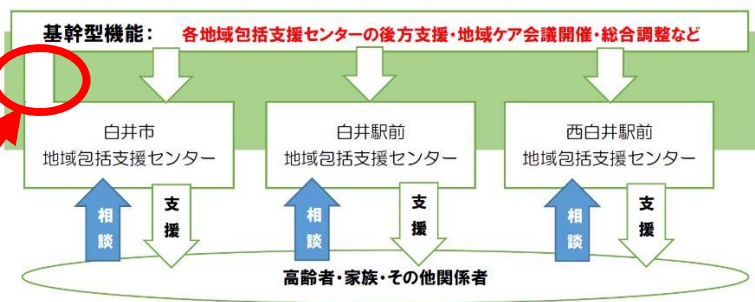
※1 高齢者の処遇困難や虐待支援については、児童や配偶者間暴力のような県専門機関が存在しないため、地域包括支援センター委託後も、基幹型としての後方支援が極めて重要である。

#### 5 委託が必要な理由

- 担当圏域に関する総合相談、権利擁護など地域包括支援センターの運営を民間に委託することにより、当該職員は専任で担当圏域業務にあたり、高齢者の支援の充実・細やかな対応を行うことができる。
- 現状、直営職員は担当圏域高齢者の相談支援にあたりながら、2か所の地域包括支援センターの困難事例などの後方支援にあたっているが、担当圏域の緊急対応などで、十分な後方支援体制をとることが難しくなっている。直営については、担当圏域をもたない基幹型地域包括支援センターに位置付けることにより、3か所の委託地域包括支援センターの後方支援に専念することができ、市全体の高齢者へのサポート体制をとることができる。

※基幹型センターを設置する場合、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の各専門職を配置する必要がある。

役割の重複を解消し、直営は基幹型機能（後方支援）に専念する。



- 平成 30 年度から始まった「保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金」（通称：インセンティブ交付金）は、地域包括ケアシステム構築に向けた包括的支援事業（社会保障充実分）や介護予防等の取り組み状況を評価し、取り組みの進んでいる市町村にインセンティブを与える仕組みである（令和 2 年度交付金 約 2,000 万円）。評価指標は毎年度更新されており、新たな取り組みも求められているなか、担当圏域分の相談支援業務の増加により、当該業務に十分取り組むことが難しくなっている。

後期高齢者が急激に増加するなか、高齢者が健康を維持すること、また、認知症や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域を離れずに安心して暮らせる体制をつくること（地域包括ケアシステムの構築）が極めて重要である。そのため、担当圏域に関する相談支援業務を委託して高齢者の包括的な支援体制を強化し、市は地域包括ケアシステム構築業務（社会保障充実分）や各地域包括支援センターの後方支援に専念する方針としたい。

→ 以上をふまえ、市全体の地域包括ケアシステムや高齢者への支援の充実のため、地域包括支援センターを委託する必要がある。

## 6 委託による効果

- (1) 担当圏域（4小学校区）の総合相談支援、権利擁護業務等を委託することにより、専任で業務にあたる常勤専門職を配置することができるため、担当圏域の高齢者に対して、今まで以上に細やかな支援を行うことができる。
- (2) 市が担当圏域をもたなくなることにより、基幹型として、3か所の地域包括支援センターの困難事例・虐待等に対する後方支援業務に専念できることから、より一層、市全体の高齢者の支援に寄与することができる。
- (3) 民間資源の活用が可能な業務を委託し、市は地域包括ケアシステム構築業務に重点をおくことにより、市全域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することができる。
- (4) 委託に伴い、一般会計に計上している指定介護予防支援に要する経費や当該業務に従事する職員人件費が不要となる一方、地域包括支援センター委託料については介護保険特別会計地域支援事業交付金の対象となることから、同一の事業効果に対して経費削減を図ることができる。

## 7 委託先条件案

日頃から高齢者への専門的支援業務を行っており、かつ地域包括支援センターと常に連携しながら、緊急保護事案への対応など 24 時間 365 日電話相談を受ける体制を取ることができるよう、市内で介護保険施設を運営している法人を委託先条件とすることが考えられる。

《参考》 近隣・同一規模市町村の地域包括支援センター運営状況

市町村名	高齢者 (65歳以上) 人口 (人) R2.4	担当圏域のある 地域包括支援センター箇所数		委託先法人等
		直 営	委 託	
成田市	30,638		5	社会福祉法人3か所・ 医療法人社団1か所・ 株式会社1か所
佐倉市	55,398		5	社会福祉法人5か所
旭市	19,825	1	2	社会福祉法人1か所・ 社会福祉協議会1か所
八千代市	50,143	1	5	社会福祉法人5か所
我孫子市	40,157		5	社会福祉法人5か所
鎌ヶ谷市	31,129		3	社会医療法人社団1か所・ 社会福祉法人1か所・ 医療法人1か所
四街道市	27,101		2	社会福祉協議会1か所(基幹型)・ 社会福祉法人1か所
八街市	20,853	1	1	社会福祉法人1か所
印西市	23,570		5	社会福祉法人4か所・ 医療法人社団1か所
富里市	13,856		3	株式会社1か所・ 医療法人社団1か所・ 社会福祉法人1か所
白井市	16,790	1	2	社会福祉法人2か所